

条件反射制御法学会選挙規定

第1条（理事及び監事の選出）

1. 選挙管理委員会は、理事及び監事の立候補を受け付け、立候補者が、理事選挙では10名から15名、監事選挙では2名であれば、立候補者を当選者に決定するものとする。
2. 選挙管理委員会は、理事乃至監事の立候補者が、第1項に掲げる人数以外であった場合、会員が投票する方法により選出するものとする。

第2条(選挙管理委員会)

1. 理事及び監事選挙に立候補予定のない会員2名が理事会により選挙管理委員に指名され、会員の同意をもって任命され、選挙管理委員会を組織する。
2. 選挙管理委員は、話し合いにより委員長を定める。

第3条（選挙権及び被選挙権）

理事及び監事選挙の選挙権者及び被選挙権者は、選挙告示時点において、その年度の会費を納入済みの者に限る。

第4条(立候補)

1. 立候補は選挙管理委員会にその旨を本人から申し出る。
2. 選挙管理委員会は、申し出のあった立候補者の氏名を、学会のホームページで公表する等の方法により、速やかに会員に伝える。

第5条（投票方法）

1. 理事選挙及び監事選挙の投票は外国を含む全国1区で行い、投票は所定の投票用紙を用い、無記名で投票する。
2. 理事選挙の立候補者が16名以上の場合、及び監事選挙の立候補者が3名以上の場合、投票用紙は立候補者名を連記したものをを用い、理事については10名、監事については2名の候補者名に○を付けるものとする。
3. 理事選挙の立候補者が9名以下の場合、10名に不足する数の会員名を書いて投票を行う。
4. 監事選挙の立候補者が1名以下の場合、2名に不足する数の会員名を書いて投票を行う。
5. 投票方法は下記3通りとし、年度ごとに理事会でいずれかの方法に決定する。
 - ① 学術集会会場で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票会場で選挙権者に投票用紙を手渡し、選挙権者が投票箱に投票する。
 - ② 郵送で投票を行う場合には、選挙管理委員会が投票用紙を選挙権者に郵送し、選挙権者

がそれを選挙管理委員会に返送する。

③ インターネットを通し、もしくはインターネットと郵送とを組み合わせ、不正投票を防止し、且つ秘密投票を保証できる方法で投票を行う。

第6条（当選者の決定）

1. 立候補者が定員を超えた場合の選挙における当選者は、得票数の多い順から当選者を決定する。当落線に同数得票者が複数となった場合は、抽選で当選者を決定する。

2. 理事選挙の立候補者が9名以下であった場合の投票において、得票が上位の者に理事就任を依頼し、受け入れた者が理事に就任する方法で、理事数を10名にする。但し、上位の得票者で同数の得票者が複数であった結果、理事数が10名以上となる場合、その全員に理事就任を依頼し、受け入れた者が理事に就任する。

3. 監事選挙の立候補者が1名以下であった場合の投票において、得票が上位の者に監事就任を依頼し、受け入れた者が監事に就任する方法で、監事数を2名にする。但し、上位の得票数を得た者で同数の得票者が複数であった結果、監事数が3名以上となる場合、その者達が合議し、いずれかが監事に就任する。

第7条（改正）

本規定の改正は総会の議決を要する。

付則

1. 施行日 2017年4月26日

2. 最終改正日 2021年12月18日